

2026年度 特別支援学級の通学費のお知らせ

町田市教育委員会学務課

特別支援学級の通学費の支給要件（以下のすべての要件を満たすこと）

- 1 町田市立小・中学校の特別支援学級に在籍していること。
- 2 「2026年度町田市就学援助費・奨励費制度」において、認定を受けていること。
- 3 住所が町田市にあること。
- 4 公共交通機関の利用や自家用車での送迎を学校長が認めていること。
- 5 通学定期券を購入した場合、購入した通学定期券の利用者・有効期間・金額を確認するための資料を添付すること。

申請方法について

① 通学費の申請と合わせて、就学援助費・奨励費制度の申請が必要です。

町田市では、特別支援学級に在籍する児童生徒がいるご家庭に対して、就学にかかる経済的負担を軽減するため、負担能力に応じて、通学費のほか、小・中学校の授業や行事に必要な費用を就学奨励費として支給しています。**特別支援学級の通学費の支給を受けるためには、就学援助費・奨励費制度の申請が必要です。**制度の詳細はまちだ子育てサイトをご覧ください。

就学援助費・奨励費の
オンライン申請はこちら



就学援助費・奨励費制度の申請については、右記の二次元コードを読み取り、まちだ子育てサイトに掲載しているリンクからご申請ください。PC等をお使いの場合は、検索エンジンで「町田市 就学援助費・奨励費オンライン申請のご案内」と検索すると、まちだ子育てサイトのページにアクセスすることができます。

4月中にご申請いただいた場合は、4月分から通学費の支給を受けられます。それ以降のご申請については、翌月分の費用からの支給となりますので、早めにお手続きをしてください。

② 特別支援学級の通学費について、申請書等を学校が指定した提出先に提出してください。 申請の流れについては2ページをご覧ください。

※①の審査の結果を待たずにご申請ください。

支給の対象になるもの・支給金額について

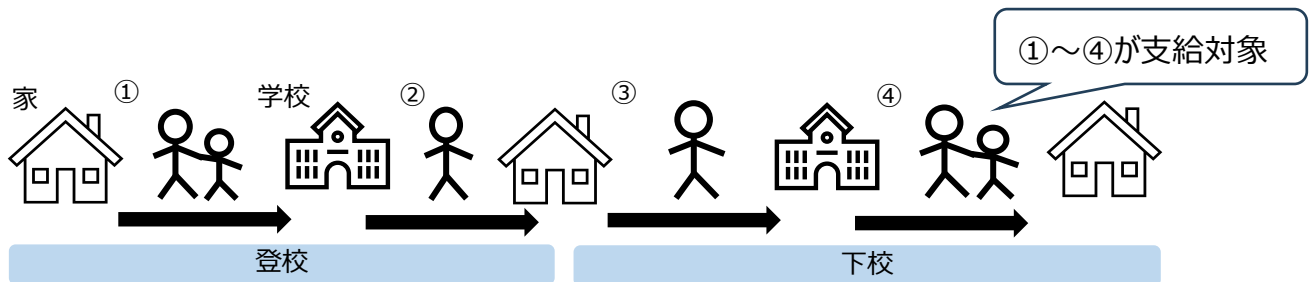
1 児童生徒の通学費

| 支給の対象になるもの | 支給金額 |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公共交通機関を利用して通学 | 通学定期券購入額・I Cカード使用額・現金使用額 |
| 保護者等が自家用車で送迎 (※) | 自家用車ガソリン代相当額 自宅から学校までの合理的な最短距離（片道）により下記の金額（日額）になります。登校のみまたは下校のみの送迎の場合は下記の1/2の額を支給します。 <距離ごとの日額> 2km未満：90円、2～6km未満：140円、6～9km未満：210円、 9～12km未満：280円、12～15km未満：350円、 15～18km未満：450円、18km以上：520円 |

※保護者等の通勤途中等の送迎は支給対象外です。

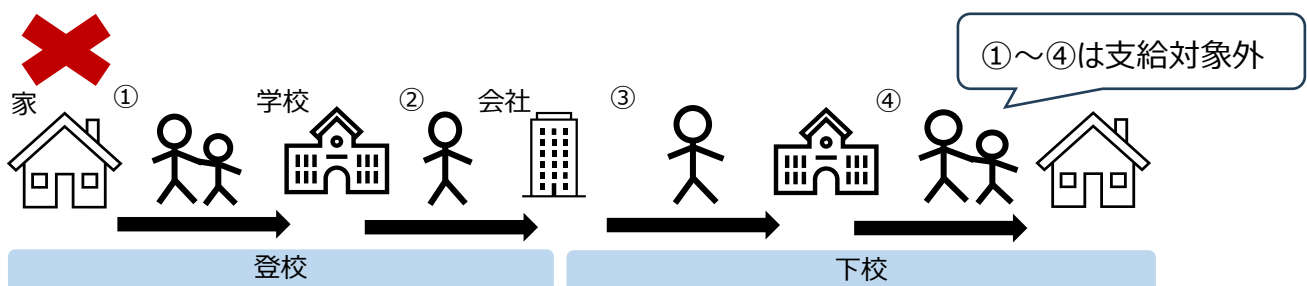
2 保護者が通学に付き添う時の交通費

| 支給の対象になるもの | 支給金額 |
|-----------------|------------------------|
| 公共交通機関を利用して付き添い | 定期券購入額・I Cカード使用額・現金使用額 |



3 対象外の費用について 下記の費用は申請しないでください。

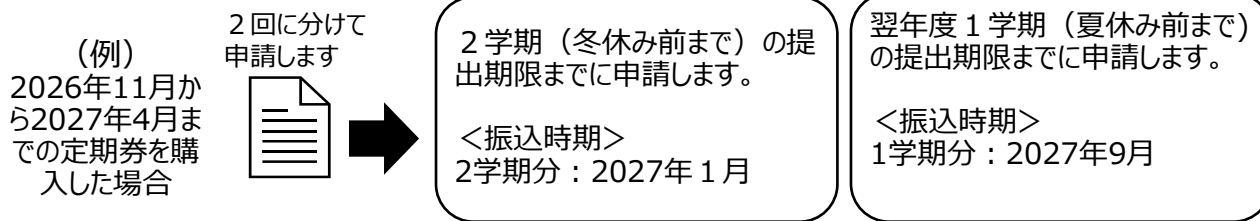
- 保護者が**通勤途中等に送迎する場合**の交通費
- 通学経路と異なる場所に立ち寄った際の交通費
通学にかかった費用だけを申請してください。
塾に行くために発生した交通費などは申請しないでください。
- ICカードのデポジット



申請期限等について

| 申請対象期間 | 提出期限 | 提出先 | 振込時期 |
|------------------|----------------------|-----------------|-----------|
| 1 学期 (夏休み前まで) | 学校から案内が あります (※1) | 学校から案内が あります | 2026年9月末日 |
| 2 学期 (冬休み前まで) | | | 2027年1月末日 |
| 3 学期 (春休み前まで) | | | 2027年4月末日 |

- バス定期券の場合、1カ月に満たない端数の日数を追加した定期券が購入できる場合がありますので、ご利用をご検討ください。詳細はバス事業者にお問い合わせください。
- 就学奨励費の申請時に指定された口座にほかの支給費目と合算して振り込みます。
- **有効期間が次の学期にまたがる定期券を購入した場合 ※1**
次の学期にまたがる定期券を購入した場合は有効期間の終了日経過後の学期分として支給します。(例) 2026年4月から12月末日まで有効な定期券の場合、2学期分として支給します。
- **有効期間が次年度にまたがる定期券を購入した場合**
2025年度中に購入した定期券について、有効期間の終了日が2026年4月1日以降の日付である場合は、再度ご申請ください。
2027年3月末日分までの申請は、3学期に学校が指定した提出期限までに申請してください。次年度の4月1日以降分については、進級後に再度申請が必要です。



その他留意事項

- **経済的かつ合理的な経路が支給対象となります。**
- 学務課で確認した結果、申請いただいた通学区間（利用するバス停など）よりも経済的かつ合理的な経路があることが判明した場合、申請いただいた内容を修正して通学費を支給する場合があります。
- 公共交通機関の運賃について、障がい者割引やその付き添い者の割引等が利用できる場合は割引を適用して利用してください。通学定期券を購入する際はできるだけ、複数月にまたがる定期券を購入いただきますようご協力をお願いいたします。
- **町田市外へ転出した場合は、転出後の通学費は支給対象外となります。**
定期券有効期間中に転出した場合、転出前までの分を日割計算した金額で支給します。

就学援助費・奨励費制度について

【制度についての問い合わせ先】

〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号
町田市役所10F 町田市教育委員会学務課
就学援助費・奨励費担当
TEL：042-724-2176
FAX：050-3161-7996

まちだ子育てサイト
(教育のための経済的支援について)

